

令和 8年 7月 30日

座間市議会議長
松橋 淳郎 殿

委 員 会 名
又は会派名 新 政 い さ ま
氏 名 京 免 康 彦

市議会議員のためのハラスメント研修所感

本研修は、市議会議員を対象に、ハラスメントに関する基本的な考え方や法的責任、議員活動における留意事項について理解を深めることを目的として開催された。講義では、ハラスメントの定義や判断基準、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の概要に加え、議員活動において想定される事例や裁判例、SNS 利用時の留意事項、セルフチェックなどについて説明があった。

(1) ハラスメントの基本的な考え方

ハラスメントは、本人に悪意や加害の意思がなかったとしても、受け手や客観的な状況を踏まえて判断されることがあるとの説明があった。また、優越的な立場を背景とした言動や、反復継続する行為については、違法性が高く評価される場合があることが紹介された。

(2) 議員活動における留意事項

議員は市民から選ばれた公的立場であり、その言動が職員や市民に与える影響は大きいことから、行政への要望や指摘、資料要求、懇親会での言動、SNS での発信などについても十分配慮する必要があるとの説明があった。

(3) 判例等の紹介

議員によるハラスメント事案や SNS における「いいね」の行為について、裁判所が一定の法的責任を認めた事例が紹介され、議員の影響力や社会的立場を踏まえた判断が示されていることについて説明があった。

(4) セルフチェック

受講者自身が日頃の言動を振り返るセルフチェックが行われ、無意識のうちに相手へ威圧感を与える可能性などについて考える機会となった。

3 所見

本研修を通じ、議員は市民の代表として発言力や影響力を有する立場であることから、自らの言動が相手に与える影響を十分意識する必要があることを改めて認識した。

一方で、地方議会には行政を監視し、市民の負託に応えるという重要な役割がある。議員には、必要な資料を求め、行政に対して説明を求め、時には厳しい指摘や改善を求めることが期待されている。そのため、ハラスメント防止の重要性を十分理解するとともに、正当な議会活動まで萎縮させることのないよう、両者の適切なバランスについても理解を深める必要があると感じた。

4 今後さらに理解を深めたい事項

研修時間の都合により質疑応答の時間が十分に設けられなかったため、次の事項については、今後機会があれば専門家の見解を伺い、理解を深めたいと考える。

- (1) 「受け手基準」と客観的判断との関係及び、受け手の感じ方と社会通念上の判断との整理について。
- (2) 議員による資料要求や説明要求、行政に対する厳しい指摘が、正当な議会活動として認められる範囲と、ハラスメントと評価される範囲との具体的な判断基準について。
- (3) 匿名の申立てや第三者からの情報提供があった場合には、被害を訴える側の保護が重要であることは言うまでもないが、一方で申立てを受けた側にも十分な弁明の機会が保障され、公平かつ客観的な事実確認が行われることが重要であると考えます。適正手続の確保や調査の進め方について、実務上どのような点に留意すべきか、専門的見解を伺いたい。
- (4) 他自治体における議員向けハラスメント防止条例や運用事例について、実際の効果や課題を含め、今後も情報収集を進めたい。

5 まとめ

ハラスメントの防止は、市民から信頼される議会を実現するために重要な取組である。一方で、議会本来の監視機能や議員活動の萎縮を招くことがないよう、適切な基準や手続について理解を深めることも同様に重要である。今回の研修内容を今後の議員活動に活かし、適正な議会運営と市民から信頼される議会づくりに努めていきたい。